

## 令和4年4月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月28日（木曜日） 議事開始 午前 8時47分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 田中 雄策  
田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 土器 三紀夫 吉田 尚美 伊地知トシ子  
高谷 千代子 増田 賢造 中津 ゆみ子

### 欠席委員

【農業委員】 稲田 優

【推進委員】 宮田 吉人 杉元 義男

### 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第 1号 農地等の合意解約について
- 報告第 2号 農用地利用配分計画について
- 報告第 3号 農地法第3条の規定による許可の返戻について
- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 非農地証明願いについて



以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。  
(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第2号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第2号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和4年4月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計27件、127筆、163,664.73㎡となっております。

詳細につきましては、4ページから16ページに記載のとおりです。  
以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。  
(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第3号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 それでは、報告第3号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告します。今月の許可返戻件数は1件でございます。

議案書18ページをご覧ください。整理番号1番、場所は、大字〇〇、〇〇、〇〇〇になります。地目、面積などは、畑、1筆、田4筆、計5筆、12,560㎡です。

こちらは本年の2月総会で審議され、2月28日付けで許可されましたが、譲受人が所有権移転をする意思がないため、譲受人及び譲渡人

から、許可書を返戻したいと申し出がありました。以上、ご報告いたします。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

19ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転12件、貸借7件、合計19件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略をご説明いたします。

20ページになります。整理番号1番、20ページから21ページになります。田4筆、畑4筆、計8筆、14,397㎡の贈与です。こちらは、受人の経営面積が0㎡ですが、権利取得後に14,397㎡となるので下限面積要件は、問題ありません。

続きまして、22ページになります。整理番号2番、田1筆、447㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり空き家に附属した農地関連です。

続きまして、整理番号3番、22ページから25ページになります。田7筆、畑5筆、計12筆、8,625㎡の贈与です。

続きまして、整理番号4番、田2筆、1,372㎡の贈与です。

続きまして、26ページになります。整理番号5番、田1筆、1,201㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載の通り、下原委員の掘り起こしです。

続きまして、整理番号6番、田2筆、1,202㎡の売買です。価格

は、総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載の通り、農振農用地外10a要件での取得です。

続きまして、27ページになります。整理番号7番、田2筆、畑1筆、計3筆、3,045㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号8番、27ページから28ページです。田2筆、2,204㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号9番、畑2筆、4,637㎡の売買です。価格は、総額〇〇円です。

続きまして、29ページになります。整理番号10番、田3筆、1,584㎡の売買です。価格は、総額〇〇円です。

続きまして、整理番号11番、29ページから30ページです。畑1筆、2,109㎡の贈与です。

続きまして、整理番号12番、畑1筆、376㎡の売買です。価格は、総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり空き家に附属した農地関連です。

所有権移転については以上となります。

続きまして、貸借について説明いたします。31ページをご覧ください。整理番号1番、31ページから32ページです。田6筆、6,351㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号2番、32ページから33ページです。田4筆、9,546㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号3番、田1筆、669㎡の使用貸借です。

34ページです。続きまして、整理番号4番、田1筆、1,539㎡の賃貸借です。続きまして、整理番号5番、田1筆、3,081㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号6番、田1筆、1,709㎡の賃貸借です。

続きまして、35ページです。整理番号7番、田1筆、2,302㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転12件、貸借7件、計19件です。

ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第1号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地の報告を西田委員に、申請人「受人」の報告を事務局に申し上げます。

まず、西田委員に申し上げます。

西田委員

議長。

尾山議長

西田委員。

西田委員

整理番号1号の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇を300mぐらい西に行ったところに〇〇、〇〇の田んぼと〇〇、〇〇の畑があります。基盤整備はできていません。周囲は田んぼと畑、北側は山林になっています。

〇〇の田んぼと〇〇の畑は申請人の自宅の前にあり、西側に宅地があります。基盤整備はできていません。長方形のいい田んぼです。

〇〇の田んぼは〇〇から西の方に200mくらい行ったところにあります。基盤整備はできています。

〇〇の畑は〇〇の手前の道を東の方に2kmくらい行ったところの左側にあります。周囲は畑や田んぼ、西の方に宅地があります。日照、接道、用排水は全て良好です。以上報告します。

尾山議長

次に事務局に申し上げます。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

受人について、事務局から報告します。受人は、住所が市外となっておりますが、渡人との関係は親子であり、今でも親子で営農をされております。

なお、将来はえびの市へ移住する予定であり、地域との調和についても、周辺農家とも協力しているとの事ですので、何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方お願い致します。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を谷口委員に願  
いします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 それでは整理番号2番を報告いたします。この農地は〇〇地区から  
〇〇地区へまっすぐ向かっていけば突き当たりますけども、その右  
側の住宅に付随した農地でございます。

将来について、受人は〇〇の仕事をされていまして、この土地を使っ  
て自分が料理する野菜類を作りたいという考えでございました。渡人  
との関係は他人でございます。それから後継者については、子供さんが  
いらっしゃいますので後継者ありという事で判断しました。取得後の  
利用状況は先ほど話したとおりで畑として利用するという事でござい  
ます。それから畦畔管理でございますが良好でございます。その他につ  
きまして、〇〇に永住するつもりでありますので地元の皆さんと協力  
して頑張っていきたいという話でございました。以上、皆様のご審議方  
よろしくお願いたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を岩屋委員に願  
いします。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 整理番号3号について報告します。筆数が多いので総会資料に書い  
てある順番に報告します。

〇〇と〇〇は〇〇の南側で〇〇寄りです。周囲一帯は整備済みの水  
田地帯です。〇〇は耕起されており、〇〇はイタリアンが作付けされて  
おりました。



〇〇は〇〇公民館から北側の山のほうへ1 kmぐらい行くと、周囲一帯畑で条件の良い農地です。〇〇は〇〇から500 mくらい西の山の方へ行ったところにある段々になった畑の1筆です。山の中で条件は悪い所です。この2筆はイタリアンが作付けされてありました。

〇〇の3筆は〇〇よりさらに800 m西の山の中で少し開けたところがあり3筆段々になってまとまっています。軽トラックが1台やっと通れるような道路しかありません。〇〇2筆は〇〇の北側の山林に近く段々の水田です。あと1筆はこの2筆より山の中で他人の土地を通っていく所でした。この6筆は条件の悪い所でしたが草払いをしてありました。

〇〇は受人宅のすぐそばで野菜が作ってありました。〇〇は受人の自宅から10 mのところまで耕起してありました。

受人の営農状況は水田主体の兼業農家です。所有農地の畔や用水路の管理も適切になされており地域の奉仕作業等も協力されており問題ないと判断します。みなさんのご審議方をよろしくお願いします。

尾山議長

次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を赤川委員にお願いします。

赤川委員

議長。

尾山議長

赤川委員。

赤川委員

整理番号4号の申請農地について報告します。申請農地は〇〇自治会にあります。基盤整理はされておりませんが形状の良い農地です。農地周辺は住宅と水田、北側は山林に隣接していますが日照、接道、用排水は良好です。取得後は水田として利用していきたいとおっしゃっていました。以上報告します。

次に受人の状況について報告します。受人は稲作を主とした若手兼業農業者です。所有農地の管理も行き届いており何ら問題ないと判断します。皆様のご審議をよろしくお願いします。

尾山議長

次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の報告を下原委員に願

いします。

下原委員

議長。

尾山議長

下原委員。

下原委員

整理番号5号の農地と受人について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内で〇〇より東の方向にある水田です。基盤整備され日照、接道、用排水等問題ありません。田んぼにはれんげが植えられていました。また、受人については稲作と会社勤めの兼業農家で後継者もいます。受人と渡人の関係は受人の所有する田んぼの近くに渡人の田んぼがある事で今回売買が成立しました。受人所有農地もしっかり管理され、米作りを毎年いろいろと挑戦され良い米ができるよう熱心に勉強されています。問題なく適切と判断します。みなさんのご審議方をお願いいたします。

尾山議長

次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願いいたします。

伊地知委員

議長。

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

整理番号6号の農地について報告します。申請地は〇〇自治会にあります。場所は〇〇の露地を南側に入り20mぐらい行った右側にあります。周囲一帯住宅に田んぼが入り込んでいます。基盤整備はされておりません。日照、接道、用排水良好です。以上、報告します。

受人について報告します。受人の営農状況は稲作主体の兼業農家です。跡継ぎはおられません。地域との調和については周囲へ迷惑を掛けることにならないように農地を管理し周辺農家とも協力していくとの事でした。何ら問題ないと判断します。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の報告を赤川委員にお願いいたします。

赤川委員

議長。

尾山議長

赤川委員。

赤川委員

整理番号7号の申請農地について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが形状の良い農地です。農地の周辺は水田、畑、住宅がありますが、日照、接道、用排水は良好です。取得後は水田として利用していきたいと話されていました。以上、報告します。

7号の受人の状況について報告します。受人は稲作主体の兼業農業者です。若手の農業者です。所有地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議をよろしく願います。

尾山議長

引き続き整理番号8番の土地及び申請人「受人」の報告を赤川委員に願います。

赤川委員

議長。

尾山議長

赤川委員。

赤川委員

整理番号8番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会にあり、整理番号7番申請地の隣にあります。基盤整備はされていませんが形状の良い農地です。周囲は水田、畑で日照、接道、用排水も良好です。取得後は水田として利用したいと話されていました。以上報告します。

受人の状況について報告します。申請人は稲作を主とした兼業農業者です。所有農地の管理も行き届いており何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

尾山議長

次に整理番号9番の土地の報告を谷口委員に、申請人「受人」の報告を高谷委員に願います。まず、谷口委員に願います。

谷口委員

議長。

尾山議長

谷口委員。

谷口委員

整理番号9番について報告します。申請人は皆さんご存じかと思いますが優秀な農業経営者です。場所は〇〇に1件、もう1件は〇〇のほうでした。まず末永の方から報告します。この一帯はまさに森林化して

おりまして、渡人に案内をしていただいてやっとたどり着いた状況です。南北、西側は杉林が迫っておりまして、一応管理はされておりましたが、そこまで行く農道が非常に険しい状況でした。日照については西側の方に雑木があり伐採してありましたので日当たりは夏場は良いかと思われまます。もう1件の東長江浦について周辺一帯は畑地帯でございます。畑地かんがい事業はまだなされておきませんが、日照、接道、用排水も良好で立派です。あとの審議方よろしくお願ひします。簡単ですが報告させていただきます。

尾山議長 次にお高谷委員にお願ひします。

高谷委員 議長。

尾山議長 高谷委員。

高谷委員 整理番号9番の受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で園芸主体の専業農家ですがほかに養豚と養鶏もされています。また、受人は市の認定法人で後継者もいらっしやいます。取得後は露地野菜を作付けされるとの事です。地域との調和については地区で行われる作業等については協力していきたいとの事でしたので問題はないと判断いたします。皆さんのご審議方をお願ひいたします。

尾山議長 次に、10番の土地の報告を宮田委員に代わって事務局に、申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願ひします。

まず、事務局にお願ひします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号10番の農地について、宮田委員の調査を代読報告いたします。

申請地は、〇〇自治会内にあり、周囲一帯は田です。基盤整備はされていません。日照・接道・用排水は良好でした。以上、代読報告いたします。

尾山議長 次に伊地知委員にお願ひします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号10号の受人について報告します。受人の営農状況は稲作主体の専業農業者です。後継者はおられません。地域との調和については周囲へ迷惑を掛けないように農地を管理し、周辺農家とも協力していくとの事でしたので何ら問題ないと判断します。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 次に整理番号11番の土地及び申請人「受人」の報告を田中委員に申し上げます。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 整理番号11号、贈与について報告いたします。申請農地は、〇〇の〇〇のソーラーが設置してあるそばで、形状は長靴の形をした畑で日照、用排水はともに良好です。現在は菜の花とクロガネモチが植えてありました。受人と渡人は親子二人で養蜂を営んでいらっしゃいます。将来を見越して今回贈与するとの事でした。以上で報告を終わります。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 次に整理番号12番の土地の報告を土器委員に、申請人「受人」の報告を事務局に申し上げます。

まず、土器委員に申し上げます。

土器委員 議長。

尾山議長 土器委員。

土器委員 整理番号12番について報告します。受人も渡人も現在こちらに住まわれていなくて農地だけを確認しました。申請農地は、北岡松自治会内にありまして、基盤整備はまだされていませんが真四角な農地でした。周辺一帯は、西側は住宅、東側と南側は畑、畑は何も作付けされていなかったですが1か所だけ耕運されていました。日照、接道、用排水は良好です。以上です。

尾山議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号12番受人について、事務局から報告します。

受人は、えびの市へ移住し、空き家及び宅地と空き家に附属した農地を希望していましたが、この度売買が成立したため、今回申請されるものです。今月に来市し、空き家の改修が完了する8月頃から居住する予定であります。

申請農地は、これまでも畑として利用されており、権利取得後も、配偶者とともに、申請農地を家庭菜園として耕作する予定であります。地域との調和については、共同作業などへも参加するとの事ですので、何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方お願い致します。

尾山議長 次に31ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を福迫委員をお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号1号について報告いたします。申請地及び周辺の状況について、申請農地は〇〇自治会内にあり、周囲一帯は水田で〇〇字の5筆は自分で基盤整備を行っており、長方形、四角形で形状は良く、接道、日照、用排水は良好でした。〇〇字は1筆となっておりますが現況は2筆になっており自分で基盤整備を行って長方形で農地形状は良く接道は良好でしたが日照と用排水はやや不良でした。去年も水稻を作付けされておりました。

受人の営農状況は稲作主体の専業農家で後継者もおります。地域との調和について、受人は専業農家で後継者もおり営農も一生懸命に取り組まれ所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断しました。皆様のご審議方をお願いします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を増田委員に

お願いします。

増田委員

議長。

尾山議長

増田委員。

増田委員

整理番号2号について報告します。申請農地及び周辺の状況について、申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備がされており周辺一帯も水田地帯です。

受人の営農状況については稲作主体の専業農家です。地域との調和について譲受人は専業農家で所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたします。皆さんの審議方よろしくお願いします。

尾山議長

次に貸借整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を宮田委員に代わって事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

貸借整理番号3番の農地について、宮田委員の調査を代読報告いたします。

申請農地は、〇〇自治会内にあり、基盤整備はされていません。農地の形状は良く、周囲一帯は水田です。日照、接道、用排水はともに良好であり、特に問題はないと判断します。

続けて、受け人について報告いたします。受け人は、専業農家です。渡人との関係は知人で、後継者はいません。受け人の所有農地の管理も行き届いているため、地域の調和要件は、問題ないと判断します。皆様のご審議方お願い致します。

尾山議長

次に貸借整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を杉元委員に代わって事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

貸借整理番号4番について、杉元委員の調査を代読報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあり、〇〇の西側で、基盤整備済みであり、

周囲一帯は水田です。日照、接道、用排水、特に問題なく、水稻を作付けする予定です。

続けて、受人について報告いたします。受人は、稲作主体の専業農家で、後継者もあり、所有農地の管理もよく、特に問題ないと判断しました。以上報告します。

尾山議長 次に貸借整理番号5番の土地及び申請人「受人」の報告を福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号5号について報告します。申請地及び周辺の状況は、申請地は基盤整備済みで自宅の西側にあり、周辺一帯は水田地帯で接道も整備され、日照及び用排水も良好な場所でした。

受人の営農状況は稲作主体の専業農家です。この水田は去年も水稻が作付けされていきました。地域との調和について、譲受人は専業農家であり営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており適切と判断しました。皆様のご審議方をお願いします。

尾山議長 次に貸借整理番号6番の土地及び申請人「受人」の報告を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 整理番号6号について報告します。申請農地は、〇〇から〇〇に抜ける道路が一箇所だけ狭くなっているところを北へ200mくらい行ったところにある基盤整備済みの水田です。日照、接道、用排水も問題ありません。

受人の営農状況は稲作主体の専業農家で後継者もいます。所有農地の管理も行き届いており、地域の奉仕作業等にも積極的に協力されており問題ないと判断します。皆様のご審議方をお願いします。

尾山議長 次に貸借整理番号7番の土地の報告を栗下委員に、申請人「受人」の



報告を山口委員にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員

議長。

尾山議長

栗下委員。

栗下委員

整理番号7番について報告します。この申請地は〇〇自治会内にありまして〇〇から〇〇に入った所の真ん中ほどにあり基盤整備も済んでおります。日照、接道、排水も良好であります。ハウスが建っておりまして、ここ4年くらい何も作っていません。今後イチゴを作られるという話を聞いております。場所としてはいい場所であります。以上報告を終わります。

尾山議長

次に山口委員にお願いします。

山口委員

議長。

尾山議長

山口委員。

山口委員

整理番号7番について報告します。受人は代々〇〇自治会内に居住しておられます。21日午後5時ころ本人からお話を伺いました。〇〇に25年間勤務し5年前に退職して奥さんの〇〇地区の所でイチゴの栽培に取り組んでいたとの事であります。今回、先ほどお話がありましたとおり近くに20aのハウス地を賃借することになり本格的に取り組んでみたいと意欲を示しておられました。水田1haを経営する専業農家であります。地域との調和については所有農地の管理も適切にされており問題ないと判断しました。皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

尾山議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計19件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長 　　ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

　　これより議案第1号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

竹下代理 　　議長。

尾山議長 　　竹下代理。

竹下代理 　　事務局にお尋ねします。整理番号1号について、受人が娘さんで、〇〇にお住いですが、親が87歳と高齢でもあり、こちらに帰ってきて耕作されるという事でしょうか。

事務局 　　議長。

尾山議長 　　事務局。

事務局 　　今のご質問についてですが、電話でお伺いしたところ、おっしゃる通り娘さんでありましたが現在こちらに来て親と一緒に作業されているとの事でした。

尾山議長 　　他に質疑はありませんか。

　　(なしと言う者あり)

尾山議長 　　質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

　　お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

　　(全員挙手)

尾山議長 　　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここでしばらく休憩をいたします。9時55分に再開します。

　　(約10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第2号「農用地利用集積計画について」説明します。

今月の計画件数は所有権移転8件利用権設定41件合計49件となっております。

利用権設定のうち、農地中間管理事業は19件となっております。

申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転について、ご説明いたします。37ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、1,674㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、991㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田2筆、2,157㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、602㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、38ページから39ページです。畑4筆、7,403㎡の売買です。価格は10aあたり〇〇円です。

整理番号6番、畑1筆、1,395㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。園田委員の掘起しです。

整理番号7番、畑1筆、1,449㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、畑1筆、439㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。

利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。

使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

41ページです。整理番号1番、田2筆、4,409㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、895㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田3筆、3,826㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、1,015㎡の賃貸借です。

整理番号5番、43ページから52ページです。田34筆、51,531㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆、677㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆、2,937㎡の賃貸借です。

整理番号8番、田1筆、3,381㎡の賃貸借です。

整理番号9番、53ページから54ページになります。田3筆、1,240㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田1筆、3,076㎡の賃貸借です。

整理番号11番、54ページから55ページになります。田4筆、3,212㎡の賃貸借です。

整理番号12番、56ページから59ページになります。田12筆、6,452.89㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田3筆、3,968㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田1筆、1,991㎡の賃貸借です。

整理番号15番、畑1筆、1,029㎡の賃貸借です。

整理番号16番、60ページから61ページになります。田1筆、2,238㎡の賃貸借です。

整理番号17番、畑1筆、842㎡の賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、1,479㎡の賃貸借です。

整理番号19番、田1筆、1,180㎡の賃貸借です。

整理番号20番、田1筆、1,028㎡の賃貸借です。

整理番号21番、62ページから63ページになります。田2筆、1,946㎡の賃貸借です。

整理番号22番、田2筆、838㎡の賃貸借です。

整理番号23番から41番までは農地中間管理事業です。

なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものですのでご了承ください。

整理番号23番、田2筆、1,180㎡の賃貸借です。

整理番号24番、畑1筆、4,403㎡の賃貸借です。

整理番号25番、65ページから66ページになります。田4筆、1,607㎡の賃貸借です。

整理番号26番、畑2筆、5,634㎡の賃貸借です。

整理番号27番、66ページから67ページになります。畑1筆、1,412㎡の賃貸借です。

整理番号28番、67ページから68ページになります。田4筆、7,422㎡の賃貸借です。

整理番号29番、68ページから70ページになります。田6筆、4,991㎡使用貸借です。

整理番号30番、田1筆、670㎡の賃貸借です。

整理番号31番、70ページから71ページになります。田1筆、畑1筆、計2筆、1,318㎡の賃貸借です。

整理番号32番、田1筆、2,843㎡の賃貸借です。

整理番号33番、71ページから72ページになります。田4筆、2,084㎡の賃貸借です。

整理番号34番、72ページから73ページになります。田2筆、1,185㎡の使用貸借です。

整理番号35番、田1筆、858㎡の使用貸借です。

整理番号36番、73ページから75ページになります。田5筆、

5, 606 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号37番、田1筆、1,401 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号38番、田1筆、963 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号39番、田1筆、977 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号40番、畑2筆、2,191 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号41番、77ページから78ページになります。田5筆、畑2筆、計7筆、7,519 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり利用権設定等を受ける者が農用地の全てを、効率的に利用して耕作すること農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第2号の審議に入ります。

37ページ、所有権移転、整理番号2番の譲受人は土器委員の配偶者であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき土器委員の退席を求めて審議します。土器委員の退席をお願いします。

(土器委員退席)

尾山議長

それでは、ただ今から所有権移転、整理番号2番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。所有権移転、整理番号2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。土器委員の退席を解きます。

(土器委員着席)

尾山議長            それでは、所有権移転整理番号2番を除く、議案第2号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

増田委員            議長。

尾山議長            増田委員。

増田委員            議案書41ページ、整理番号1号の備考欄に意見書の添付ありとありますが、どういう内容なのでしょうか。

事務局              議長。

尾山議長            事務局。

事務局              譲受人は認定農家ではありませんが、地区の農業委員さんが認定農業者と同程度の農業者であるという意見書を出していただいております、それに基づいて、認定農業者と同様に経営基盤強化促進法で貸借ができるという事になります。

増田委員            議長。

尾山議長            増田委員。

増田委員            もう少し詳しくお願いします。

事務局              議長。

尾山議長            事務局。

事務局              まずは経営基盤強化促進法で売買及び貸借ができるのは認定農家という事で市の基本構想に則らなければなりません、認定農家ではないにしても優秀な農家の中には認定農家に準ずるようなかたもいらっしゃいますので、そのような方は、その地区の農業委員等が認定農家に準ずるといった意見書を付けていただければこの経営基盤強化促進法により貸借ができるという事でございます。この譲受人については山口委員より意見書を頂いております。

尾山議長            ほかに質疑はありますか。

谷口委員            議長。

尾山議長            谷口委員。

谷口委員            議案書42ページ、整理番号3番の受人について、受人の経営状況の

欄に肉用牛250頭の記載がありますが、これは受人の兄が肥育牛をやっていると聞いており、受人ではないと思いますが分かる範囲で結構ですので説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号3番の受人は、兄と家族協定を締結しており、当該経営状況欄は、家族協定の状況を反映しているものでございます。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 そうであれば、備考欄に家族協定の旨の記載をした方が良いと思いますが、分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第2号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は5件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。80ページをお開きください。



整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、664㎡を事務所用地及び駐車場として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年7月15日から11月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、事務所建築費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。生活排水につきましては、合併浄化増で処理後、東側側溝へ排水します。

続きまして、整理番号2番から4番までにつきましては、同一事業者であり、申請箇所が隣接しておりますので併せてご説明します。80ページから81ページになります。整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆、817.98㎡、整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆939㎡、整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、1,069㎡、合計田4筆、2,825.98㎡を宅地分譲地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年7月1日から10月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金で対応されます。排水については合併浄化槽にて処理後、西側水路にて処理します。

続きまして、整理番号5番、申請地は大字〇〇、田1筆、987㎡を鶏糞倉庫敷地、車両置き場として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出がございます。雨水については地下浸透にて処理します。

次に議案第4号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は7件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。83ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、283㎡です。申請理由は原野です。

続きまして、整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、889㎡です。申請理由は山林です。

続きまして、整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、991㎡です。申請理由は山林です。

備考欄に記載しておりますが、農振農用地については農振担当と協議済みであります。

整理番号4番、場所が大字〇〇、原野1筆、991㎡です。申請理由は山林です。

84ページになります。整理番号5番、場所が大字〇〇、畑1筆、2,363㎡です。申請理由は山林です。

整理番号6番、場所が大字〇〇、畑1筆、523㎡です。申請理由は山林です。

整理番号7番、場所が大字〇〇、田2筆、2,239㎡です。申請理由は原野です。以上、ご審議方よろしくお願い致します。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第3号、第4号については、4月27日に、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員長から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 下原第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、4月27日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条3件、非農地証明願い7件、計10件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第3号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は、不動産業を営んでおり今回、自己の事務所敷地及び駐車場を取得したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は原田地区です。〇〇に位置します。

申請地の状況は、北側は宅地、南側は〇〇敷地、西側は農地、東側は県道に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番、3番、4番につきましては同一事業者で

あり場所が隣接していますので併せてご説明致します。譲受人は不動産業を営んでおり、今回、宅地分譲地を造成したく候補地を探していたところ、譲渡人の了承を得たので申請するものです。場所は原田地区です。〇〇から南側に約400mのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南側は宅地、西側は農地、東側は市道に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番についてご説明いたします。申請人は、昭和53年頃、鶏糞倉庫及び車両置き場を建築しました。自己の所有地を調査したところ、申請地が農地のままであった事が判明し、追認申請を行うものです。

場所は〇〇地区です。〇〇から東側のところに位置します。申請地の状況は、北側は山林、南側は農地、西側は市道、東側は農地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。5条申請は以上となります。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今回、非農地案件につきまして整理番号1番、2番及び4番、5番の申請場所については、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番についてご説明いたします。申請地区は〇〇地区でございます。現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号6番についてご説明いたします。申請地区は〇〇地区でございます。現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号7番についてご説明いたします。申請地区は〇〇地区で

ございます。現況は原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重に審議しました結果、農地法第5条3件、非農地証明願い7件、計10件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きます、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第3号から第4号の計10件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただいま、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第3号、第4号に対する第1小委員長の判断は、許可等相当であります。

また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。

議案第3号、第4号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙

手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第3号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第4号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時28分